

二以上の事業者による産業廃棄物の 処理の特例認定の手引き

八 王 子 市

令和 7 年 8 月

はじめに

○この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7に基づく、二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例の認定申請用です(平成30年4月1日施行)。

なお、保管のみで収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とはなりません。

○八王子市内のみで収集・運搬をする場合、八王子市内で積替え・保管・処分をおこなう場合は、八王子市長の認定が必要です。

八王子市内で発生した廃棄物を都内の別の市町村に運搬する場合は、東京都の認定を、八王子市内で発生した廃棄物を他県市に運搬する場合は、東京都の認定と、運搬先の自治体の認定の2つを受けてください。

○二以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬、処分の範囲や収集、運搬又は処分を行う事業者の許可取得状況により添付書類が異なりますので、認定を受けようとする場合は事前にご相談ください。

目次

	ページ
1 申請届出受付場所	1
2 申請届出方法	1
3 申請手数料	1
4 申請から審査・認定までの流れ	2
5 申請書の作成	3
6 申請書類様式	7
7 申請書記載例	27

1 申請・届出受付場所

申請届出は次の場所で受け付けています。

八王子市 環境部 廃棄物対策課 庶務・審査担当
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号(2階)
JR中央線 西八王子駅北口から徒歩約20分
電話 042-620-7458(直通)、FAX 042-622-7262

2 申請・届出方法

(1)申請方法

- ・申請及び事前計画書は、予約制とさせていただきます。
- ・あらかじめ上記の申請受付場所にお電話で予約のうえ、御来庁ください。
- ・郵送では受付けておりません。
- ・申請日は1か月以上先になることもあります。余裕を持って御予約ください。

(2)受付時間

平日 午前9時から11時まで及び午後1時から4時まで

(3)提出部数

正副 各1部

副本は申請者の控えとなりますので、正本の写し(コピー)でも構いません。

3 申請手数料

(1)申請手数料(令和5年 11 月1日現在)

申請手数料 147,000円

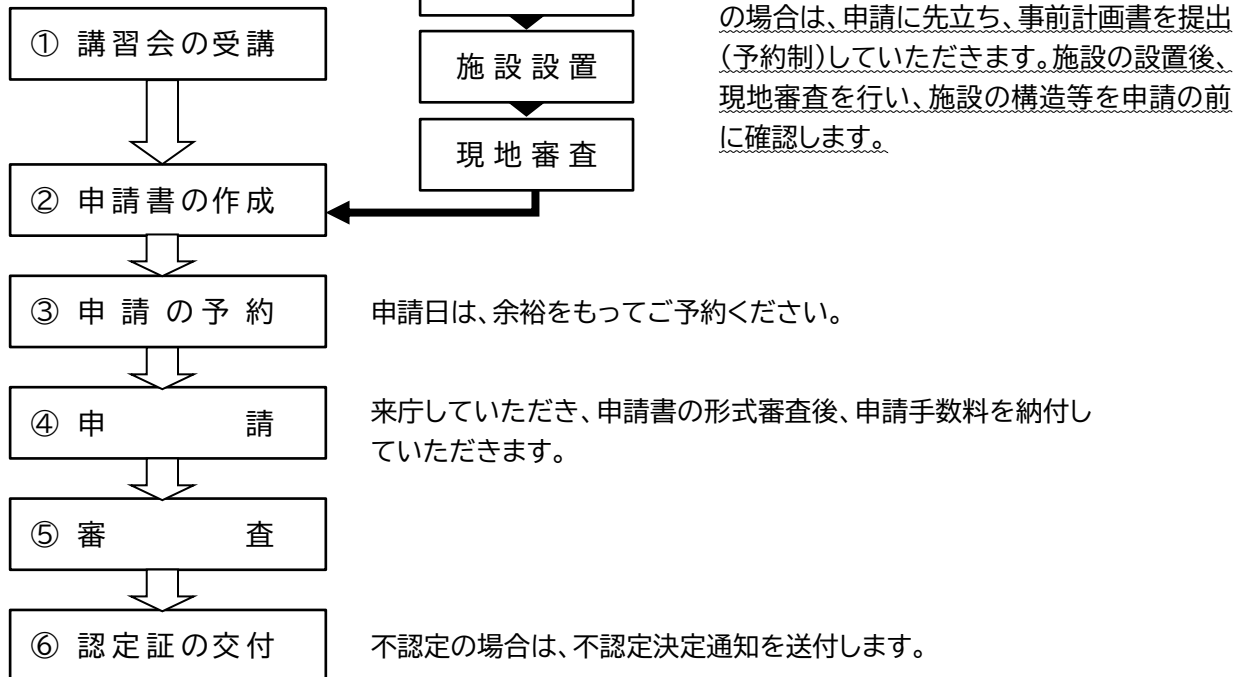
(2)納入方法

申請手数料は、申請当日に庁舎内の金融機関で納付していただきますので、必ず現金を御用意ください。

※一度納付された申請手数料は、不認定や申請取り下げの場合でも返還できません。

4 手続きの流れ

(1)申請の流れ



(2)審査期間

- ① 審査の標準処理期間は申請書受理後60日です。
- ② 次の期間は標準処理期間に含まれません。
 - ・予約日から申請書を受理するまでの期間
 - ・申請書受理後、書類の修正・追加に要した期間
 - ・土日祝日、年末年始(12/29-1/3)

(3)認定証の交付

認定証は窓口で交付します。

- ・認定決定後に市からFAXする「認定決定のお知らせ」の受領書に、住所、名称等を記入の上、窓口にお持ちください。
- 受領書と引き換えに認定証をお渡しします。
- ・更新認定の場合は旧認定証を回収しますので、そちらもお持ちください。

5 申請書類の作成

(1) 申請書のとり方



・申請書は左側に2穴をあけ、(2)のリストの順番に並べ、とじひもでとじてください。

・不足書類のないように、提出前に書類の有無を確認してください。

(2) 申請書類等の確認リスト

No.	申請書類等	確認欄
【申請書(様式)】		
1	特例認定申請書(p.8～10)	
2	事業計画の概要(p.11～21)	
【本申請に係る全ての会社に関する書類】 それぞれの会社ごとに綴じて提出してください。		
3	全ての法人の定款又は寄付行為の写し	
4	全ての法人の登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書) 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	
5	(全ての子会社について) 本申請に係る株主名簿(これに準ずるものを含む。)	
6	(100%出資子会社以外の子会社について) 役員又は職員を派遣していることを示す書類(派遣協定書、発令通知の写しなど)	
7	6において、派遣されている職員の氏名・住所を示す書類	
8	(100%出資子会社以外の子会社について) 子会社を分社化したことを示す書類(分社化を議決した議事録の写しなど) ※分社化したことが4の登記事項全部証明書に記載されている場合、改めて提出の必要はありません	
【収集、運搬又は処分を行う会社に関する書類】		
9	講習会終了証の写し	

10	開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(p.22)		
11	貸借対照表(直近3年分)		
12	損益計算書(直近3年分)		
13	株主資本等変動計算書(直近3年分)		
14	個別注記表(直近3年分)		
15	法人税の納税証明書「その1 納税額等照明用」(直近3年分)		
16	誓約書(p.23)		
17	住民票抄本 <u>*本籍が記載されたもの</u> <u>*マイナンバーが記載されていないもの</u> 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	役員等(取締役、監査役、相談役、顧問を含む。)	
		5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が個人の場合)	
		法定代理人 (未成年者の場合)	
		令第6条の10に規定する使用人(申請に当該使用人がいる場合)	
18	成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 注)申請日時点で、発行から6ヵ月以内で最新のもの	役員等(取締役、監査役、相談役、顧問を含む。)	
		5%以上の株主又は出資者(株主又は出資者が個人の場合)	
		法定代理人 (未成年者の場合)	
		令第6条の10に規定する使用人(申請に当該使用人がいる場合)	

19	自動車検査証又は自動車検査証記録事項※の写し(使用する全車両分) ※令和5年1月から電子化された自動車検査証とともに交付される書面で、該当者のみが 必要です。 ・自動車検査証が電子化されていない場合…自動車検査証の写しのみ提出 ・自動車検査証が電子化されている場合…自動車検査証記録事項の写しのみ提出 注1) <u>運搬車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。使用権原があると認められるのは、次の場合のみです。</u> ① <u>自動車検査証の使用者が申請者である場合</u> ② <u>自動車検査証の使用者欄が空欄の場合には、所有者が申請者である場合</u> 注2) <u>レンタル車両(借受契約等で借りている車両)の登録は認めていません。</u> 注3) 自動車検査証の有効期間が申請日時点で有効なものに限ります。 注4) 汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉋さい、がれき類は「土砂等禁止」の車両では収集運搬できません。(根拠法:土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法) 注5) トレーラ及びセミトレーラは、容器として取り扱いますので登録は不要です。 注6) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制不適合車は、登録できません。ディーゼル車走行規制不適合車の可能性のある車両については、DPF装着証明書(写し)の提出を求める場合があります。 適合車か否かの確認は、ディーゼル車規制相談窓口(専用電話 03-5388-3528)にお問い合わせください。	
20	運搬車両の写真(p.23)	
21	運搬容器等の写真(p.24)	
【積替え保管を行う会社についての書類】		
22	積替え保管施設の配置図	
23	積替え保管施設の平面図、立面図、断面図 (寸法を記載し、保管量を算出すること)	
24	積替え保管場所の土地の所有権もしくは使用権を有することを証する書類 (本申請に係るいずれかの会社が権限を持っていること)	
【処分を行う会社についての書類】		
25	処分施設の配置図	
26	処分施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 (全てが記載されていれば、製造者のパンフレット等でも可)	
27	処分施設、施設を設置する土地の所有権もしくは使用権を証する書類 (本申請に係るいずれかの会社が権限を持っていること)	
28	処理施設の許可証の写し(施設許可を受けている場合)	

申請書類様式

様式第五号の二(第八条の三十八の四関係)

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)

※事務処理欄

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)		
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名・呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派 遣 先 役 職 名・呼 称	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の口数又は 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の口数若しくは 出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

事業計画の概要

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

3 運搬施設

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は 使用者	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
事務所の所在地					
駐車場の所在地					
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

4 積替え保管施設

事前計画書のとおり

5 処分施設

[illegible]

＜ 施設の処理方式・構造・設備の概要 ＞

事前計画書のとおり

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

[illegible]

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

[illegible]

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

[illegible]

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数 量	再生品の種類	数 量

10 熱回収量

- 11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

12 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

※ 施設配置図を添付してください。

様式第五号の三(第八条の三十八の五第五項関係)
(第1面)

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額(千円)
資 金 の 総 額	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
	処理施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及び八に該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

八王子市長 殿

提出者

住所

名称

代表者の氏名

電話番号

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号 船舶名			
前 面 写 真		写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の斜め前から撮影すること。	
側 面 写 真		注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物収集運搬車」、 「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。	
		撮影	年 月 日

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

申請書記載例

様式第五号の二(第八条の三十八の四関係)

(第1面)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

令和 5年 11 月 1日

八王子市長 殿

申請者

住 所 東京都八王子市元本郷町〇〇

名 称 〇〇ハウス株式会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 042-620-〇〇〇〇

住 所 東京都八王子市元本郷町〇〇

名 称 〇〇建設株式会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 042-661-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

申請に係る収集、運搬又は処分の範囲(収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

【収集運搬】廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
【積替え保管】がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
【処分 破碎】廃プラスチック類、金属くず

申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域(他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。)

東京都、埼玉県、神奈川県(並行して申請予定)
八王子市

※事務処理欄

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称	まるまるはうすかぶしがいいしゃ 〇〇ハウス株式会社	
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称	まるまるけんせつかぶしがいいしゃ 〇〇建設株式会社	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設(積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。)	【積替え保管】 八王子市千人町〇〇 石綿を含有するがれき類を保管する 【処分 破碎】 八王子市本町〇〇 廃プラスチック類、金属くずを破碎する	
申請者のうちいずれか一の事業者(統括して管理する事業者)が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称	〇〇ハウス株式会社	
他 の 全 て の 事 業 者 の 名 称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
〇〇建設株式会社	90%	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況(統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名・呼 称	住 所
	派 遣 先 名 称	派 遣 先 住 所
	派 遣 先 役 職 名・呼 称	
(まるまる まるまる) 〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	取締役	東京都八王子市中野山王〇〇
	〇〇建設株式会社	東京都八王子市千人町〇〇
	代表取締役	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	10,000株		出資の口数又は 額	1億円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の口数若しくは 出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
(まるまるしょうけんかぶしきがいしゃ) 〇〇証券株式会社		2,500株		
		25%	東京都〇〇区〇〇	
(まるまるぎんこうかぶしきがいしゃ) 〇〇銀行株式会社		2,500株		
		25%	東京都〇〇市〇〇	
(まるまる まるまる) 〇〇 〇〇		500株	東京都八王子市川口町〇〇	
		10%	東京都八王子市旭町〇〇	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名 称 〇〇建設株式会社
 部署名 営業部
 住 所 東京都八王子市千人町〇〇
 担当者の氏名 〇〇 〇〇
 電話番号 042-661-〇〇〇〇

※手数料欄

事業計画の概要

1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

※ 収集運搬業、処分業の許可を受けている場合は、許可番号及び認定後の許可の取り扱いを記載してください。

収集運搬業 109-10-〇〇〇〇〇〇

認定後も他社の産業廃棄物を収集運搬するため許可を更新する

処分業 109-10-〇〇〇〇〇〇

認定後も他社の産業廃棄物を処分するため許可を更新する

〇〇ハウス株式会社、〇〇建設株式会社から排出される産業廃棄物(がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む))については、〇〇建設株式会社が収集運搬し、〇〇建設株式会社の積替え保管施設(八王子市本町〇〇)での積替え保管の後、最終処分の委託先である△△環境株式会社(**-30-*****)に搬入する。

〇〇ハウス株式会社、〇〇建設株式会社から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)については、〇〇建設株式会社が収集運搬し、〇〇建設株式会社の処分施設(八王子市本町〇〇)での破碎を行う。破碎後の残さについては、〇〇建設株式会社が運搬し、中間処理の委託先である□□興産株式会社(**-20-*****)に搬入する。

〇〇ハウス株式会社、〇〇建設株式会社から排出される産業廃棄物(廃蛍光灯:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む))については、〇〇建設株式会社が収集運搬し、中間処理の委託先である□□興産株式会社(**-20-*****)に搬入する。

運搬車両 5台

積替え保管施設 東京都八王子市千人町〇〇 面積〇〇㎡

がれき類(石綿含有産業廃棄物)〇㎡(他社分〇㎡)

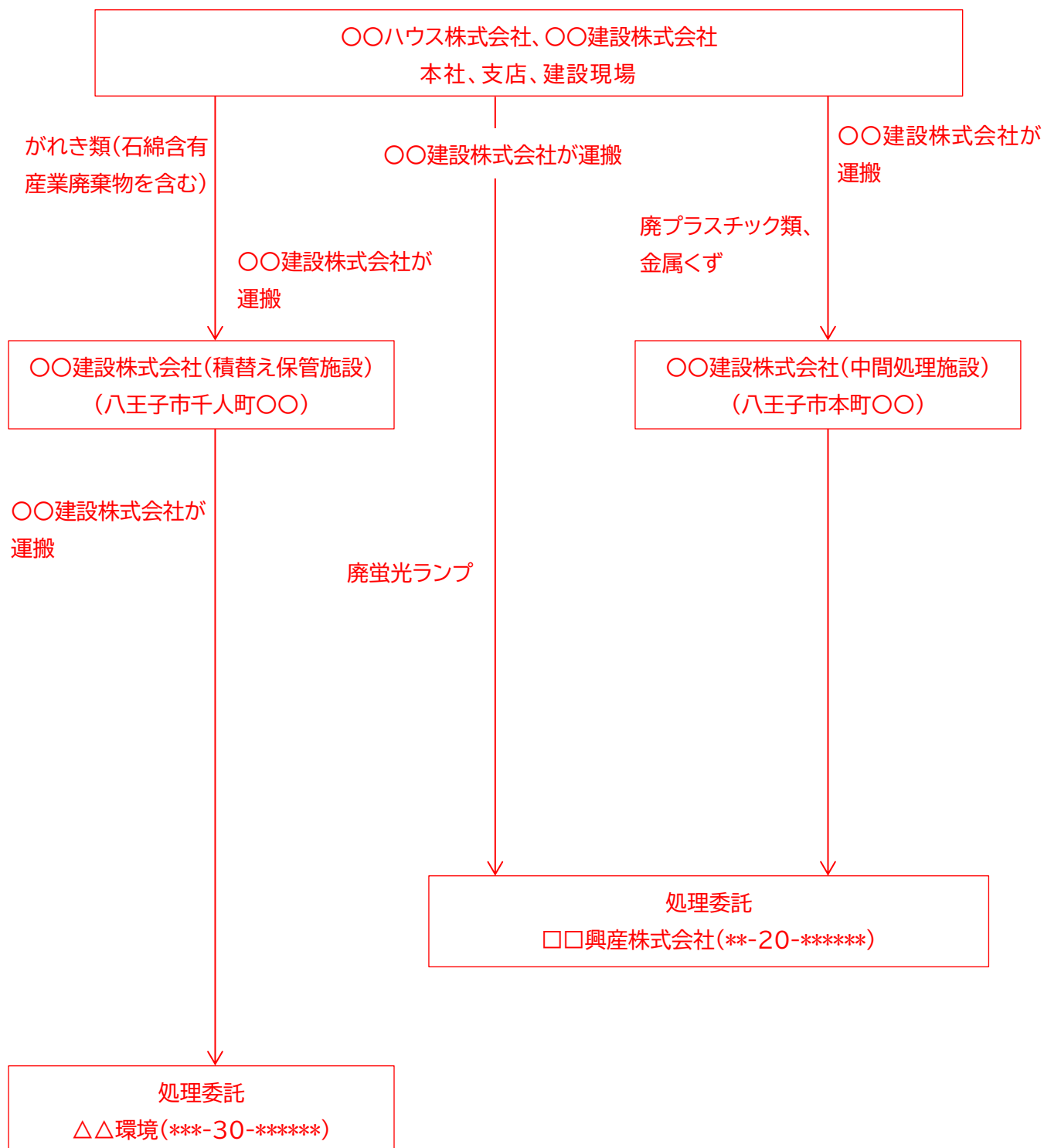
作業時間午前9時から午後5時まで

処分施設破碎 東京都八王子市本町〇〇 面積〇〇㎡

廃プラスチック類 4.5t/日 金属くず 10t/日

作業時間 午前9時から午後5時まで

2 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程



3 運搬施設

(1) 運搬車両・船舶一覧					
	車体の形状 又は船舶名称	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (Kg)	所有者又は 使用者	備 考
1	ダンプ車	八王子〇〇あ〇〇〇	2000	〇〇建設(株)	
2	ダンプ車	八王子〇〇あ〇〇〇	4000	〇〇リース	リース車
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
事務所の所在地		東京都八王子市千人町〇〇			
駐車場の所在地		東京都八王子市千人町〇〇			
(2) その他の運搬施設					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		
フレコンバック	がれき類(石綿含有 産業廃棄物を含む)	1m ³	二重梱包		

4 積替え保管施設

事前計画書のとおり

5 処分施設

[illegible]

＜ 施設の処理方式・構造・設備の概要 ＞

事前計画書のとおり

6 産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

[illegible]

7 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の1年間の数量

[illegible]

8 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状、処理方法及び数量

[illegible]

9 再生品の種類ごとの数量

再生品の種類	数 量	再生品の種類	数 量
なし			

10 熱回収量

なし

11 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制及び収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

※ 委託契約書の写し又は委託契約書案、委託先の許可証の写しを添付してください。

(1) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

〇〇ハウス株式会社が、認定申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する。統括管理を行う担当部課は、〇〇ハウス株式会社環境部総務課とする。

(2) 収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合の、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項

① 受託者と締結する委託契約の内容

委託契約書(案)は別添のとおり

② 受託者に交付する管理票に関する事項

管理票交付者は、〇〇ハウス株式会社、〇〇建設株式会社の二社連名とする。

〇〇ハウス株式会社本社、建設現場は環境部総務課が交付担当者となる。

〇〇建設株式会社本社は総務課、建設現場は建設課の社員が交付担当者となる。

12 産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

※ 施設配置図を添付してください。

積替え保管施設では、施設配置図のとおり、既存のがれき類(石綿含有産業廃棄物)の保管場所○㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の○㎡のがれき類(石綿含有産業廃棄物)の保管場所を新たに設置する。

処分施設では、施設配置図のとおり、既存の処理前廃プラスチック類及び金属くずの保管場所○㎡の横に仕切りを設けて特例認定用の○㎡の処理前廃プラスチック類及び金属くずの保管場所を新たに設置する。

破碎処理については、毎週○曜日の午後○時から午後○時までを特例認定用の廃プラスチック類及び金属くずの専用時間帯として処理を行う。

処理後はコンテナに入れ、ブルーシートかけた状態で搬出まで施設内で保管する。

処理後物の保管場所は、施設配置図のとおり、現在、○○㎡の内にコンテナ○台保管できるが、その内の○台分に仕切りを設けて特例認定用の処理後物の保管場所○㎡とその他の保管場所○㎡とする。

様式第五号の三(第八条の三十八の五第五項関係)
(第1面)

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額(千円)
資 金 の 総 額		既存の車両及び施設を使用するため、新たな設備投資は不要である。
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
	処理施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及び八に該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

令和 5 年 11 月 1 日

八 王 子 市 長 殿

提出者

住所 東京都八王子市千人町〇〇

名称 〇〇建設株式会社

代表者の氏名 〇〇 〇〇

電話番号 042-661-〇〇〇〇

運搬車両・船舶の写真

自動車登録番号又は車両番号		八王子〇〇あ〇〇〇	
船舶名			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。		
	注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の斜め前から撮影すること。		
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・船舶の産業廃棄物を積み込む場所を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。		
	撮影	令和5年11月1日	

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和5年11月1日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日